

令和3年7月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

令和3年7月27日（火）午前9時30分から9時58分まで

2 開催場所

市役所 3階 全員協議会室

3 教育長及び委員

教育長	山口 賢人
委員（教育長職務代理者）	永井 武義
委員	重田 恵美子
委員	菅原 順子
委員	渡辺 正美

4 説明のために出席した職員等

教育部長	谷亀 博久
学校教育担当部長	濱田 保
参事（兼）歴史文化担当課長	立花 実
教育総務課長	熊澤 信一
参事（兼）学校教育課長	守屋 康弘
教育指導課長	今井 仁吾
参事（兼）社会教育課長	山内 温子
図書館・子ども科学館長	杉山 麻里
教育センター所長	須永 尚世

5 会議書記

教育総務課主幹（兼）総務係長 吉田 千恵子

6 傍聴人

1人

7 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 協議事項 令和4年度伊勢原市立中学校使用教科用図書（社会・歴史的分野）の採択について

日程第3 議案第20号 令和4年度伊勢原市立小学校使用教科用図書の採択について

日程第4 議案第21号 令和4年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

(追加議案)

日程第5 議案第22号 令和4年度伊勢原市立中学校使用教科用図書
の採択について

----- ○ -----
午前9時30分 開会

○教育長【山口賢人】 定刻となりました。ただいまから教育委員会議
会を開催いたします。

議事に入ります前に、教育総務課長から資料の確認をお願いします。

○教育総務課長【熊澤信一】 (資料確認)

○教育長【山口賢人】 よろしいでしょうか。

○教育長及び委員全員 (了承)

----- ○ -----

日程第1 前回議事録の承認

○教育長【山口賢人】 それでは、日程第1「前回議事録の承認」につい
て、お願いいたします。

○教育長及び委員全員 承認

----- ○ -----

日程第2 協議事項 令和4年度伊勢原市立中学校使用教科用図書
(社会・歴史的分野)の採択について

○教育長【山口賢人】 続きまして日程第2、協議事項「令和4年度伊勢原
市立中学校使用教科用図書(社会・歴史的分野)の採択について」、事務局より説
明をお願いします。

○学校教育担当部長【濱田保】 よろしくお願ひいたします。令和4年度伊勢
原市立中学校使用教科書(社会・歴史的分野)の採択について御説明いたしま
す。

資料1を御覧ください。資料1は、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知
「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」の抜粋でございます。

「1 採択に当たっての留意事項について」に記載がありますように、原則と
しては、令和3年度においては義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する
法律第14条の規定に基づき、令和2年度と同一の教科書を採択しなければなら
ないこととされております。

一方、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」が再申請により

新たに発行されることとなったことから、中学校社会の歴史的分野についてのみ、採択替えを行うことも可能となります。

採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであり、その際には県教育委員会において行う調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容を踏まえて判断することも考えられるとされております。

そこで、中学校社会の歴史的分野の教科書につきましては、採択替えを行うか否かについて御協議の上、御判断いただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いいたします。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。それでは、これから協議に入りたいと思いますが、まずは委員それぞれから順に御意見をいただきたいと思います。

それでは、渡辺委員から順にお願いできますでしょうか。

○委員【渡辺正美】 この件に関しまして、学校で使用する教科書については、法律上、採択した教科書を4年間使用することになっています。昨年度、伊勢原市教育委員会として、採択方針に基づいて十分に時間をかけて調査・検討と審議を行って、令和3年度から令和6年度に学校で使用する教科書について、公明・適正を期して採択を行ってきているという状況があります。

また、社会科の歴史的分野の学習については、1年・2年・3年の全ての学年で地理的分野や公民的分野と併せて教科書を使用して授業を行うことになっています。

現在、中学1年生は、昨年度に採択された新しい教科書を使用し始めており、採択替えとなると全ての学年で異なった発行者の教科書を使用することとなります。各中学校では、社会科の先生は既に新たな教科書使用への対応を行っている現状ですが、複数の学年をまたいで指導している状況もあります。先生方の教材研究や効果的な指導への新たな負担の増加も予想できます。

このようなことは、学習する主体である生徒にとって、学びやすさの面からあまり益がないのではないかと思います。

以上でございます。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

では続きまして永井委員、いかがでしょうか。

○委員【永井武義】 まず個人的な所感ですが、令和4年度に使用する中学校教科書につきまして、採択替えを行うか否かということですが、「採択替え」という言葉の持つ意味が誤解や混乱を生じさせる原因であり、県内においても市ごとの選択・判断が異なる点において、制度の曖昧さというものを感じてしまいます。

さて、事務局からの説明により、昨年の採択理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて、採択権者の判断によるべきものということなので、その責任において議論の俎上に上げることが使命であると私は考えております。

検定に追加合格した教科書内容の検討についてはその後の手続ということですが

が、歴史に興味と関心を抱く内容で、優れているものだと私自身は感じております。

子どもたちの学び、教員の指導という点を第一に考えるべきですが、現状、帝国書院と東京書籍が学年で混在する状況において、現場での混乱はないと理解してよいように感じています。

以上でございます。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

では、続きまして重田委員、お願いいたします。

○委員【重田恵美子】 現在、小学校での英語の教科化やICT導入による端末機を用いた授業が始まり、子どもたち一人一人が将来、社会で羽ばたけるよう、何とか興味を持って学んでいってもらえるよう、一生懸命毎日悩んで、先生方は工夫されていると思います。

教職員の長時間勤務について働き方改革が急務とされている中で、昨年の採択された教科書を教職員が家に持ち帰り、昼夜関係なく子どもたちのために授業の進め方を考えたり、シミュレーションをしたり、時間をかけて、この採択された教科書と向き合い、既に教育現場に立たれていると思います。

そのような中で、幾ら新たに検定に合格したからといって、採択替えをするというのはいかがなものでしょうか。教科書の著作・編集を民間の発行者に委ねることにより、著作者の創意工夫に期待するとともに、文部科学省が専門家の審査をもって検定を行うことで、客観的・公正的・適切な教育的配慮がなされた教科書というものを確保するというねらいがあるようですが、既に現場で使用し指導がされていることが分かっているのに、新たに発行されることになったからといえ、採択替えをする必要性があるのでしょうか。歴史的分野のみ選択替えを行うかどうか、採択権者の判断によるべきものともありますが、令和2年度における採択の理由や検討の経緯や内容を踏まえ判断可能であるとはいっても、とにかく現場を混乱させたくないと思います。

教職員や子どもたちにとって、既に使っている教科書を変えてまで他者の教科書にする必要がどこにあるのでしょうか。今回は1者だけでしたが、もしほかの教科書が幾つかなどということがありましたら、本当に何のための作業なのか聞きたいです。

もし本当に教育現場を大事に思うのであれば、次の教科書採択まで待っていただいて、その時にぜひ、また挑んでいただきたいと思います。

以上です。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

では、続きまして菅原委員、お願いいたします。

○委員【菅原順子】 昨年度、教育委員会は十分な時間をかけた調査・検討・審議の結果、最善と思われる教科書を採択し、今年度から各中学校でその教科書の使用が始まっています。

しかしながら、現在の教科書無償措置に関する施行規則では、4年に一度の検定年度の翌年度に再申請し新たに発行される教科書を再採択の対象とすることが

可能であるとされています。

この規則に基づいて、このたび教科書会社が再申請し、教科書検定調査審議会が審議の結果、合格となった以上、そのために費やされた双方の時間と労力を尊重すべきであること、また選択肢が多様化することによって、さらに公明・適正な審議・選択ができるという見地から、今回、採択替えの事務手続をすべきであると私は思います。

ただ、このような特例は、子どもたちや現場の先生方に混乱を招きかねませんので、次回からは規則そのものが改正されることを求めます。

以上です。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

4人の委員の皆様から御意見をいただきました。4人の皆様それぞれが、昨年度採択に関わった委員さんたちですので、それぞれのお言葉は重みがあるなというふうに私も感じております。

私としての意見を、では次に述べさせていただきたいと思うのですが、私としては、次に述べる2点の理由から、今回、採択替えに係る事務手続を改めて行うということはよろしくないのではないかと考えております。

まず1点目としては、先ほども申し上げたとおり、今意見を述べていただいた4名の委員さん、そして私の前任の教育長、5名で十分時間をかけて慎重に、どの教科書がふさわしいものなのか議論をした上で、最善と思われる教科書を採択していただいたのではないかと考えています。

この、昨年度の採択というのは、やはりかなり重いものだと私は理解しておりますので、よほどのことがない限り、今回の文科省の通知にあるような採択替えを可能とするというような論議は、なかなか当たるものではないのではないかと考えております。

では、よほどのことというのはどういうことなのかというと、2点目になりますが、やはり現在使用を始めた各学校での状況というものを踏まえて、採択替えの必要があるのかなのか、そこを考えるべきではないかと考えております。これまでの4か月間の各中学校での使用状況を伺っているところによりますと、ここで昨年度採択をして今年度から使われるようになった教科書について、不都合という言葉は聞いておりませんし、単元の並び順とか教える順番、そういうことについても、これまで使用していた教科書との間に違和感がなく、スムーズに学校現場では使用できているというふうに聞いております。

そういうことから、先ほど申し上げたとおり、私としては採択替えに係る事務手続を改めて行う必要はないのではないかとというふうに思っているところであります。

ということで、私も含め5名の委員からそれぞれ意見を述べていただきましたが、さらにそれぞれの委員の意見を踏まえ、追加で意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、ほかに意見はないようで、議論が尽くされたと思いますので、ここで採決に入らせていただきたいと思います。

それでは日程第2、協議事項「令和4年度伊勢原市立中学校使用教科用図書（社会・歴史的分野）の採択について」、採択替えの手続を行う必要があると判断される方は挙手をお願いいたします。挙手2名。

次に、採択替えは行わないという方は挙手をお願いいたします。挙手3名。

よって、令和4年度伊勢原市立中学校使用教科用図書（社会・歴史的分野）の採択については、採択替えは行わないことと決定いたします。

----- ○ -----

日程第3 議案第20号 令和4年度伊勢原市立小学校使用教科用
図書の採択について

○教育長【山口賢人】 続きまして日程第3、議案に入りたいと思います。議案第20号「令和4年度伊勢原市立小学校使用教科用図書の採択について」、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【濱田保】 それでは、議案第20号「令和4年度伊勢原市立小学校使用教科用図書の採択について」、御提案申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条の規定に基づく、令和4年度伊勢原市立小学校において使用する教科用図書の採択について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案いたします。

提案理由といたしましては、令和4年度伊勢原市立小学校において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

今年度は、令和2年度に採択した教科書及び発行者について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第19条による教科用図書発行者指定取消しに該当する事柄がありませんでしたので、昨年度と同一の教科書を採択するというを基に提案いたすものでございます。

資料の3ページに一覧を掲載しております。

以上でございます。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。提案説明が終わりました。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。ないようですので、採決に入らせていただきます。

議案第20号「令和4年度伊勢原市立小学校使用教科用図書の採択について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第4 議案第21号 令和4年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

○教育長【山口賢人】 続きまして日程第4、議案第21号「令和4年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」、提案説明をお願いします。

学校教育担当部長【濱田保】 議案第21号「令和4年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」、御提案申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第14条、並びに学校教育法附則第9条の規定に基づく、令和4年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案いたします。

提案理由といたしましては、令和4年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

38ページから41ページに掲載しております令和4年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書一覧は、各学校において特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の力を伸ばすために、教科用図書に代わるものとして、より適切な一般図書及び文部科学省著作教科書を選定し、その報告を受け作成したものでございます。

つきましては、一覧にあるとおり採択することを提案いたしますのでございます。説明は以上でございます。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

提案説明が終わりました。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。では、ないようですので採決に入らせていただきます。

議案第21号「令和4年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第5 議案第22号 令和4年度伊勢原市立中学校使用教科用図書の採択について

○教育長【山口賢人】 ここで追加議案がございます。事務局は資料の配付をお願いします。

それでは追加議案、日程第5、議案第22号「令和4年度伊勢原市立中学校使用教科用図書採択について」、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【濱田保】 それでは、議案第22号「令和4年度伊勢原市立中学校使用教科用図書採択について」、御提案申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条の規定に基づき、令和4年度伊勢原市立中学校において使用する教科用図書の採択について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案いたします。

提案理由といたしましては、令和4年度伊勢原市立中学校において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

今年度は、令和2年度に採択した教科書及び発行者について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第19条による教科用図書発行者指定の取消しに該当する事柄はありませんでした。

また、令和3年度において、自由社の「新しい歴史教科書」が再申請により新たに発行されることとなったことから、中学校社会の歴史的分野についてのみ採択替えを行うことも可能となっておりますが、先ほど御協議いただいたとおり、本市においては採択替えは行わないと決定いたしましたので、つきましては、令和2年度に採択した教科書と同一の教科書を採択するということを基に提案いたします。

先ほど配付いたしました資料の3ページに一覧を掲載しております。

以上でございます。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

提案説明が終わりました。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ないようですので採決に入ります。

議案第22号「令和4年度伊勢原市立中学校使用教科用図書の採択について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

その他

○教育長【山口賢人】 それでは、「その他」でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、事務局から何かありますか。

ないようですので、最後に来月の定例会の日程をお願いいたします。

○教育総務課長【熊澤信一】 次回の定例会につきましては、8月24日の火曜日、時間が午前9時30分から、場所につきましては議会の第2委員会室にお

きまして開催いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長【山口賢人】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

----- ○ -----

午前9時58分 閉会